

2019年3月16日

受益者の皆様へ

野村アセットマネジメント株式会社

「トヨタグループ世界債券ファンド(毎月分配型)/(年2回分配型)」

ファンド名称の変更および特化型運用の適用について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「トヨタグループ世界債券ファンド(毎月分配型)/(年2回分配型)」(以下、ファンドといいます。)は、2019年3月の目論見書の定時改訂時期に合わせて、ファンド名称を「(トヨタ モーター クレジット)トヨタグループ世界債券ファンド(毎月分配型)/(年2回分配型)」に変更および「特化型運用」を行なうファンドとする旨の約款変更を行ないましたので、お知らせいたします。

ファンドは国内外のトヨタグループ企業が発行する債券を主要投資対象としておりますが、主要投資対象において分散投資規制^{※1}に定められた比率(純資産比率10%)を超える支配的な銘柄が存在します。特に、トヨタ自動車の連結子会社で、トヨタ自動車の金融事業に関連する米国法人である「トヨタ モーター クレジット (Toyota Motor Credit Corporation)」が発行する債券に純資産比率35%を超えて投資することが見込まれます。また、同社のほかにも分散投資規制に定められた比率を超えて投資する^{※2}支配的な銘柄が存在する可能性が高いと考えられます。

そのため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することが想定されますので、分散投資規制の規定に基づき、ファンドの名称に支配的な銘柄名称を容易に理解できるように明確に付け、ファンド名称を「(トヨタ モーター クレジット)トヨタグループ世界債券ファンド」とすること及び「特化型運用」を行なうファンドとする旨の約款変更を行ないました。なお、公募投資信託は、2019年11月までに分散投資規制の適用が義務付けられているため、2019年3月の目論見書の定時改訂で約款変更を行なうことにいたしました。

※1. ここでの分散投資規制は、一般社団法人投資信託協会が定める信用リスク集中回避のための投資制限をいいます。

※2. ただし、同社以外は純資産比率35%以内の範囲とします。

旧ファンド名称

**トヨタグループ世界債券ファンド
(毎月分配型)/(年2回分配型)**

新ファンド名称

**(トヨタ モーター クレジット)トヨタグループ世界債券ファンド
(毎月分配型)/(年2回分配型)**

当変更は、当該規制を適用するのが目的であり、約款変更後も今までと運用方針等に変更はございません。

今後とも弊社の投資信にご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。